

平成20年9月3日

各位

有限会社タンチョウコーポレーション

取引主任 小倉 善成

(社印省略)

### 少額短期保険による火災保険の取り扱い開始について

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで弊社では火災保険の取り扱いをしておらず、火災保険契約締結のために別途外部の業者様(代理店)に依頼しておりましたが、この度株式会社宅建ファミリー共済(以下「宅建ファミリー共済」とします。)の代理店として登録手続きを完了し、少額短期保険による火災保険を平成20年8月16日より取り扱いを開始しましたのでお知らせします。

少額短期保険とは、平成18年4月1日の改正保険業法により誕生した新しい形態の保険であり、保険業のうち、保険期間が2年以内の期間であって、原則として保険金額が1,000万円を超えない金額以下の保険業をいいます。

宅建ファミリー共済は、社団法人東京都宅地建物取引業協会(東京都宅建協会)を母体として発足した「宅建ファミリー共済会」の共済事業を継承した少額短期保険業者です。

今回の少額短期保険の導入により、皆様にはよりきめ細かなサービスが提供できまると考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

敬具